

## 大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第1次募集および意向調査

### 1. 目的

- ・2025年の大阪・関西万博は、水の都大阪で開催されることから、水上交通に関する関心は高いものがあります。
- ・2023年7月に開催しました「大阪・関西万博の水上航路に関する説明会」においても、多くの観光事業者、水上交通事業者等の皆様から関心をいただき、8月には同説明会のアンケート結果についても、その旨の公表を行ったところです。
- ・その後、アンケートで航路開設に関心が高いという意見をいただいた事業者の皆様にはヒアリング等を行い、今般、次の条件にて、夢洲北岸浮棧橋の使用に関する第1次募集および意向調査を実施いたします。
- ・なお、提示する条件については、本募集および意向調査の結果によっては、変更する場合がありますので、予めご了解ください。

### 2. 募集等条件

#### ①浮棧橋使用期間

- ・2025年4月13日～10月13日（184日間）  
※ 使用期間前の試験および習熟運航の期間については、別途協議とします。

#### ②使用時間

- ・11時台～16時台（仮）  
※ 浮棧橋は1時間当たり小型船（旅客定員150名以下）であれば2便、中型船であれば1便が着棧できる予定です。  
※ 今回の募集では、航路に関するニーズ調査のため、8時台～10時台、17時台～21時台の希望についても把握します。希望される方は記入してください。

#### ③使用する浮棧橋

- ・小型船用：2箇所、中型船用：1箇所  
※ 諸元等については、別紙1のとおり。

#### ④使用船舶

- ・海上運送法における事業の用に供する旅客船（ただし、総トン数600t未満に限る）

### ⑤浮棧橋使用料

今回は第一次募集および意向調査のための仮置きとし、今後精査し改めて提示します。

下記、A と B の合算金額を浮棧橋使用料として想定しています。

#### A.浮棧橋管理料…33,000 円／便

綱取り業務、案内業務、日常施設点検に係る費用であり、1日10便の利用を想定しています。

#### B.乗客数1人あたり300円（仮）

待合所およびシャトルバス利用に係る費用

### 3. 提出様式の記入方法等

「2025年日本国際博覧会 夢洲北岸浮棧橋 第1次募集（意向調査）申請書」に必要事項を記入の上、下記のメールアドレスの宛先に提出してください。各記入項目および記入内容は次の通りです。

なお、申請書は、船舶毎かつ航路毎に記入願います。

### ①記入項目および記入内容

#### (1)申請者

夢洲への就航を希望する船社または事業者の情報として以下の内容を記入願います。

住所、会社名、部署名・担当者名、電話番号、FAX番号、mailアドレス

船社欄には実際に夢洲への航路に就航する船舶の運航主体を記入ください。

なお、浮棧橋の使用申請は船社から申請していただくこととなりますが、その航路の開設に当たって旅行会社、自治体等の主体となる事業者がある場合には「事業者」欄にその事業者情報も記入してください。現時点で夢洲への就航を企画しているものの、船社が決まってない状況で申請する場合は、「事業者」欄にのみ記入してください。

#### (2)使用船舶

使用する船舶について次の内容を記入願います。

船名、総トン数、全長、全幅、乾舷、喫水、使用燃料、旅客定員

使用船舶が未定の場合は船名欄に「－（バー）」を入力し、その他の項目は空欄のままにしてください。

#### (3) 使用船舶

運航を予定している航路の「港名」を記入願います。遊覧の場合は「遊覧」と記入ください。

#### (4)使用想定浮棧橋

夢洲の浮棧橋は西側に小型船用1基、中型船用1基と東側に小型船用1基の合計3基ですが、どの浮棧橋を希望されるかプルダウンにより選択願います。

各浮棧橋の要件は次の通りです。

西側小型船用浮棧橋：総トン数 100t 未満、全長 30m 未満、乾舷 1.0m 対応

西側中型船用浮棧橋：総トン数 600t 未満、全長 50m 未満、乾舷 1.5m 対応

東側小型船用浮棧橋：総トン数 100t 程度、全長 40m 未満、乾舷 1.0m・1.5m 対応

#### (5)浮棧橋使用希望日時【定期航路事業・不定期航路事業】

定期航路事業については週当たりの着棧を希望する曜日、時間帯の便数をプルダウンにより選択願います。不定期航路事業については月当たりの着棧を希望する月の希望時間帯の便数を平日と休日に区分して入力してください。着棧を希望する時間帯は決まっていないが、着棧を希望する場合は、該当曜日、該当月の「着棧時間未定」欄に希望便数を記入願います。

定期航路事業とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を公示して行う船舶運航事業を指します。

不定期航路事業とは、定期航路事業以外の船舶運航事業で、海上運送法上の旅客不定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業を指します。

#### (6)航路手続等

浮棧橋の利用申請をするにあたり船舶検査証書の「有無」、「有効期限(年月日)」および「直近の船舶検査受験日」を記入の上、海上運送法の航路申請手続き状況として「事業区分」および「手続きの状況」をプルダウンにより選択ください。

事業区分：一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業の  
いずれか

手続きの状況：未着手、事前相談中、申請中、手続完了のいずれか

②提出期限：2023年10月20日(金)

③提出先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局 交通部 輸送企画課

メールアドレス：[yusoukikakuka-1@expo2025.or.jp](mailto:yusoukikakuka-1@expo2025.or.jp)

#### 4. その他

・浮棧橋への着岸希望が、同日同時間に複数あった場合については、①第1次募集および意向調査への応募、②環境に配慮した燃料を使用して航行する船舶の観点、③海上運送法における届出等において、ア)定期航路/不定期航路、イ)許可/届出の観点、④旅客定員の観点から、優先順位について判断することを検討しています。

・海上運送法の人の運送をする不定期航路事業の航路可能日数の取り扱いについては、説明会でのアンケート、および、その後の個別事業者の皆様からのヒアリングからも、期間の延長の相談が寄せられていることから、今後、博覧会協会といたしましては大阪府市・地元経済団体等と連携し、同法の所管官庁である国土交通省に対応について相談を行う予定としております。

- ・従いまして、本募集および意向調査において、人の運送をする不定期航路事業の航路可能日数については、同法の上限日数を超える場合においても、その旨を記載の上、希望の日数を記入いただくようお願いいたします。
- ・本募集および意向調査の結果を踏まえ、第2次、第3次の募集および意向調査を行うこととしております。なお、募集等が多数の場合については、第3次以降の募集および意向調査を取りやめる可能性があります。予めご了承ください。

